

保健福祉部

No. 28

制 度 名	予防接種事故対策費負担（補助）金	主管課名	疾病対策課 健康危機管理対策室			
		問合せ先	029-301-3233			
目的・趣旨	予防接種により健康被害を受けた者に対し、予防接種法に基づき市町村がその救済のために実施する給付の一部を負担。					
〔対象団体〕 市町村						
〔対象事業〕 (1) 予防接種健康被害者に対し、予防接種法第15条第1項に基づく医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金等について、市町村が支出する経費に対して一部負担する。 (費用負担：市町村1/4、県1/4、国1/2、補助対象期間：毎年1月～12月分) (2) 健康被害が発生した場合、該当市町村が医学的見地から行う調査活動事業を補助する。						
〔補助要件等〕 予防接種法に基づく定期予防接種による健康被害に係る救済について、市町村が予防接種健康被害調査委員会を開催する。調査結果について、都道府県を経由し、当該予防接種と因果関係がある旨を、国の疾病・障害認定審査会に諮問する。厚生労働大臣が認定した場合、市町村長は健康被害に対する給付を行う。その際、国が1/2、都道府県が1/4を負担する。						
〔対象経費〕 給付の内容は以下のとおり。 医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料、介護加算						
〔補助限度額等〕 —						
〔経費負担割合〕						
区 分	国	県	市町村	その他		
事業実施主体:市町村	1/2	1/4	1/4	—		
〔2年度当初予算額〕 51,509千円	〔2年度補助対象団体〕 令和2年11月頃決定予定					
〔備考〕						